

使用承認					受付		整理番号	
担当	館長	係員	係長	課長	年 月 日		第 号	
別 途 決 裁							1回目 / 2回目以降	

年 月 日

市民センター使用申請書

北九州市長様

住所 _____

団体名 _____

(フリガナ) _____ 性別 男・女

代表者(個人)氏名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

使用責任者氏名 _____

電話(団体) _____ (個人) _____

北九州市市民センター条例・条例施行規則、裏面の注意事項を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに、同意します。

使用目的				
使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用する室	室	室	室	室
使用予定人数	人	人	人	人
資料等実費徴収の場合に記入	料金	料金	料金	料金
	方法	方法	方法	方法
要綱に基づく減免申請	する しない	する しない	する しない	する しない

各室使用料①	円	円	円	円
器具使用料②	コンロ 台(使用時間 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 時間) 個 コンセント 個 円	コンロ 台(使用時間 時間) 個 コンセント 個 円
減免額③	円	円	円	円
計④(①+②-③)	円	円	円	円
領収書番号(室)④				
振込年月日④	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
冷暖房使用料⑤	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 円	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 円	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 円	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分 円
減免額⑥	円	円	円	円
計⑦(⑤-⑥)	円	円	円	円
領収書番号(冷暖房)⑦				
振込年月日⑦	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

使用料区分(各室、器具)		使用料区分(冷暖房)	
多目的ホール	150㎡以上	1時間又はその端数ごとに270円	面積が50㎡未満の室
	150㎡未満	1時間又はその端数ごとに180円	面積が50㎡以上 100㎡未満の室
和室・調理室		1時間又はその端数ごとに140円	面積が100㎡以上 150㎡未満の室
その他の室		1時間又はその端数ごとに80円	面積が150㎡以上の室
調理用コンロ 1台		1時間又はその端数ごとに40円	石油ストーブ 1台
電気コンセント 1個		100円	
			30分又はその端数ごとに70円
			30分又はその端数ごとに140円
			30分又はその端数ごとに210円
			30分又はその端数ごとに280円
			30分又はその端数ごとに20円

減免許可		1 市の主催		5-2 社会教育関係団体(その他)	
各室・器具使用料	する しない	2 市の共催		6 学校教育関係団体	
冷暖房使用料	する しない	3 校区まちづくり協議会及び構成団体		7 準ずる団体	
		4 社会福祉団体		8 個人演説会	
		5-1 社会教育関係団体(登録クラブ)		9 別表1の場合	

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ センターの都合により、使用日時及び使用室を変更又は中止していただくことがあります。
- ※ 市外居住者の使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額になります。
- ※ 記載された個人情報は、当該市民センターの使用に関すること以外に使用することはありません。
- ※ 同年度内に使用申請する時は、2回目以降、「フリガナ」、「生年月日」、「性別」を省略できます。ただし、代表者に変更がある場合は除きます。

市民センターの使用に際して

1 使用の不許可

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 市民センターの設置の目的に反するとき
- (3) 営利を主たる目的とするとき
- (4) 市民センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき
- (5) 市民センターの管理上支障があると認められるとき

〈不許可に該当するもの〉

○ 営利を主たる目的とするとき

・ 営利を目的とした物品の販売や勧誘活動、宣伝、講座の開催

○ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき

○ 宗教団体が宗教儀式、布教活動を主たる目的とするとき

○ その他、申請相談時に利用目的等を聴取し、適否を判断する

- ※ 1 この処分不服がある場合は、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に北九州市長に対して審査請求をすることができます。(なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として(訴訟において北九州市を代表する者は北九州市長となります。)、当該処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、不許可通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分を行った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えをすることができます。

2 入館の制限

市民センター館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、または退館を命ずることができる。

- (1) 酩酊している者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

3 使用者の守るべき事項

- (1) 各室の使用できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火器を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと
- (6) 承認目的以外の目的に使用しないこと

4 使用料の不返還

既に納付した使用料は、返還しない。

ただし、天災その他使用者の責めによらない事由により市民センターを使用することができないときは、すでに納付した使用料を返還することができる。